(ウ) 国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃について、可能な限り未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に対し必要な権限が付与されるようにする。

- 事務局、警察庁及び防衛省から、**これまでの取組等をプレゼンテーション**
- **プレゼンテーションに対する意見交換**は主に以下のとおり。
  - ▶ 国家背景の重大な攻撃か否かを識別するため、早い段階から攻撃グループのアトリビューションが必要
  - ▶ サイバー空間では、通信を中継するものも存在。サイバー攻撃を実施する国の特定には不確実性をはらむため、中継ネットワークが所在する国との連携が重要
  - ▶ 攻撃側のインフラは、攻撃者が直接的に管理・運用するコア部分に加え、それを取り巻く関連のリソース、 サービスから成り立つ多重的なもの。協力的な中間サービス、ホスティング、クラウド事業者との協力を通じた 対策とアクセス・無害化措置という強い対策の境界を明らかにする必要
  - ▶ 現場の視点から、何を実施することが理想か、具体的に何がしたいかを明確化・具体化する必要
  - ▶ 国民の懸念として、財産権やプライバシー権の侵害が挙げられるのでは。技術的にできること・できないこと、 できることのうち、すること・しないことを整理し、わかりやすい具体的な事例で検討することが重要
  - ▶ サイバー空間において、連続するプロセスにおいて段階的な権限行使をしていく中で、無害化措置をどう位置付け、どう正当性を担保していくのか、前後の一連のプロセスとして議論していくべき。その際、警察官職務執行法は、様々な制度を背景としつつ、これまで、現実空間において実際の実力行使を可能とする法的仕組みであるため、非常に参考になるのではないか

- ▶ 公開情報のみの収集には限界。政府によるダークウェブでの情報収集やゼロデイ脆弱性の購入等に踏み込んでいく必要がある
- 対処すべき事案としては、国際法上の緊急避難と見なされるような事例、すなわち、重要インフラに対する 妨害や破壊工作といったものが当てはまるもののではないか
- ▶ アクセス・無害化措置には、予防的作用から事後作用まで幅広い措置が含まれ得るもの。制度整備の方向性としては、①要件を書き切り、命令により実施、②許可・令状の仕組みを導入して実施、③警職法のように即時に実施等があり得るのではないか
- 早稲田大学 酒井教授より、アクセス・無害化措置と国際法との関係についてプレゼンテーション:
  - ▶ 様々な措置についてどういう影響が生じるかを踏まえた上で、目的、あるいは相手方の対象の性質を加味して 違法性を考えなければならないが、具体的にどの行為が主権侵害に当たるか、確定することは困難
  - ▶ 相手国の先行する違法行為の存在や被害の程度との均衡性を証明しなければならない等の点から、違法性阻却事由として対抗措置と援用することが有用かどうかはやや疑問。現時点での評価としては、緊急避難の方が違法性阻却事由として援用しやすいのではないか
  - ▶ アクセス・無害化措置は国家実行として国際法規則の形成に影響を与える事項なのだということを考えてほしい。サイバー空間での活動の特徴を踏まえ、慎重に法制度の発展が図られるべき
- **プレゼンテーションに対する主な意見交換**は以下のとおり。
  - アクセス・無害化措置と国際法との関係について、「タリン・マニュアル」のように、国際的な議論の結果として、 ルールを形成していくことが重要